

トップニュース

労働許可書に関する新規定

2016年2月3日、政府は外国人労働者がベトナムにおいて就業する場合について、労働法の一部を詳しく規定する政令第11/2016/NĐ-CP号を発行した。本政令の発効と同時に政令102/2013/NĐ-CP号は効力を失う。本政令の概要は以下の通りである。

- * 管理者及びCEOとは、以下に該当する外国人労働者である。
 - ✓ 管理者は企業法第4条第18項に定めた企業の管理者、又は企業及び組織の最高管理者若しくは次席管理者である。
 - ✓ CEOは機関、組織又は企業の最高管理者であり、かつ、当該機関等の経営活動を直接管理する者である。
- * 専門家である外国人労働者に対する労働許可書発行条件について、経験年数条件が5年から3年に緩和された。
- * 労働許可書の申請書類に関する規定は以下の通り改正された。
 - ✓ 権限のある外国又はベトナム国内の医療機関から発行された健康診断認定書は、発行日より12ヶ月間有効とする。
 - ✓ 外国人労働者の無犯罪証明書について、ベトナムに在留した外国人労働者は、ベトナム無犯罪証明書のみ必要となる。
- * 本政令は、労働許可書に記載された役職又は就職先の変更がある場合の変更申請書類について規定している。（詳細略）
- * 政令第11/2016/NĐ-CP号第10条第7項に定める外国人労働者に関する申請書類については、通常、複写版及び参照のための原本一部又は認証された複写版一部を提出する必要がある。本政令により、申請書類が外国語の書類である場合、領事合法化が必要でなくなった。なお、領事合法化は必要なくなったものの、外国語の書類はベトナム語に翻訳し、ベトナムで公証する必要がある。
- * 労働許可書免除対象者の条件改正及び追加が行われた。概要は以下の通り。
 - ✓ 海外の機関若しくは団体からベトナムにおける在外公館若しくは国際機関が管轄している国際学校に教育活動若しくは研究活動として派遣された場合、又はベトナム教育訓練省の承認したベトナム教育機関において教育活動若しくは研究活動を行う場合。
 - ✓ 専門家、管理者、最高経営者又は技術者としてベトナムに出張し、一回の出張期間が30日以下、かつ、一年間のベトナム総日数が90日以下の場合。
 - ✓ 海外学校又は海外研修機関において勉強している学生等が、ベトナムの機関、団体又は企業において研修を受ける場合。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話；+84 8 3930 5491

* 労働許可書の発行について、労働傷病兵社会省の処理期間は10営業日から7営業日に短縮される。

本政令は2016年4月1日より有効とする。

ベトナム会計・税務

書式06/GTGT提出の延長

2015年12月25日、税務総局は書式06/GTGTを受領期限についてオフィシャルレター第5593/TCT-KK号を発行した。内容は以下の通りである。

VAT申告方法の控除法を登録する会社が書式06/GTGT-VAT申告方法適用通知書を直轄税務機関へ提出する対象者である場合、新たなVAT申告方法を実施するため、2015年12月20日までに直轄税務機関へ提出する必要がある。ただし、税務総局は、会社の経営状況及び税額計算への影響を考慮し、地方税務機関に対し、2015年12月20日から2016年1月30日までの間、会社の書式06/GTGTを受領するよう通知した。

為替レートが誤ったインボイスの取り扱い

2015年12月18日、税務総局は為替レートが相違するインボイスの取り扱いについて、オフィシャルレター第5456/TCT-CS号を発行した。内容は以下の通りである。

2015年1月1日より、会社は、2015年2月27日付け財務省通達第26/2015/TT-BTC号が定めた為替レートと相違した為替レートでインボイスを発行した場合、売買当事者間において相違点を明記する合意書を作成し、売り手が修正インボイスを作成する必要がある。

修正しなければならないインボイスの枚数が多い場合、個別の取引先に対し、VAT税率が同じ商品又はサービスであれば、一つのインボイスにまとめて作成することもできる。

サプライヤーより購入した2千万ベトナムドン以上の商品又はサービスの支払期限が到来した未払いの取引に対する仕入VATの申告及び控除の取り扱い

2015年12月23日、税務総局はVAT申告及び控除に関するフィナンシャルレター第5536/TCT-KK号を発行した。内容は下記の通りである。

サプライヤーより購入した2千万ベトナムドン以上の商品又はサービスに対し、売買契約書に定めた支払期限が到来しているが、2014年12月31日において未払いの場合、該当仕入VATはVAT還付対象額の条件を満たさない。還付が先に行われ、税務監査が還付後に行われた会社は、還付されたVAT額を国家に再度納付する義務がある。さらに、当該VAT額については、国庫が国家予算返済決定書又は国家予算返済及び相殺決定書が署名された日より延納額が発生する。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話：+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話：+84 8 3930 5491

インボイス使用状況報告

2015年12月15日、税務総局はオフィシャルレター5385/TCT-CS号を発行した。内容は以下の通りである。

企業が、インボイスを全て使用し、かつ、インボイス使用状況をインボイスの必要枚数がゼロであると四半期報告した場合であって、次の四半期に会社が税務機関からインボイスを購入しない、又は印刷インボイスを発行せず、インボイス発行通知書を提出しない場合、インボイス使用状況報告書の作成及び税務機関への提出は必要ない。

外資100%の企業が外国へ利益を送金する場合の取り扱い

2015年12月16日、税務総局は外資100%の企業が外国へ利益を送金する場合の取り扱いについて、オフィシャルレター5413/TCT-CS号を発行した。内容は以下の通りである。

外資100%の企業は事業年度末において、以下の条件を満たし、ベトナムに再投資資金を控除した利益を外国へ送金することができる。

- ✓ 法令規定に基づく納税義務を果たしていること
- ✓ 監査済決算報告書及び事業年度企業所得税確定申告書を提出していること

税務申告書類の提出遅延の場合の行政刑罰処理

2015年12月8日、税務総局は税務申告書類の提出遅延の場合の行政刑罰について、オフィシャルレター5236/TCT-KK号を発行した。内容は以下の通りである。

- 監査済決算報告書を税務機関へ直接提出又は郵送する場合

- ✓ 納税者が企業所得税確定申告書類を税務機関に提出する場合、決算報告書がなければ税務機関は企業所得税確定申告書類を受理しない。
- ✓ 納税者が決算報告書の監査対象である場合、企業所得税確定申告書類を税務機関に提出する際、決算報告書に合わせて監査報告書を提出しなければならない。監査報告書を提出しない場合、税務機関は企業所得税確定申告書類を受理しない。

- 監査済決算報告書をインターネット経由で提出する場合：税務総局は、監査対象納税者を支援するため、インターネット経由でスキャンファイルにて提出できるよう、2015年度の企業所得税確定申告期限までに情報ポータル（税務申告サイト）をアップグレードする。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話；+84 8 3930 5491

ベトナム労務・その他

労働者に対する労働基準時間

労働傷病兵社会省は、労働者に対する労働基準時間について案内する通達第54/2015/TT-BLĐTBXH号を発行した。

季節労働又は発注書による製品の加工作業に従事する労働者に対する労働時間及び休憩時間は、以下の通りである。

- ✓ 一日の労働基準時間及び残業時間を含む労働総時間が12時間を越えてはならない。重い荷物や危険有害の業務をする労働者は、一日の労働総時間が9時間を越えてはならない。

一週間及び一ヶ月の労働基準時間並びに残業時間は以下のように制限される。

- ✓ 一週間の労働基準時間及び残業時間が64時間を越えてはならない。重い荷物や危険有害の業務をする労働者については、48時間を越えてはならない。
- ✓ 一ヶ月の残業時間が32時間を越えてはならない。重い荷物や危険有害の業務をする労働者については、24時間を越えてはならない。

一人の労働者の一年間の残業時間は、300時間を越えてはならない。

本通達は2016年2月10日より有効となる。本通達の発効と同時に、通達第33/2011/TT-BLĐTBXH号は効力を失う。

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnam は、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnam までご連絡ください。